

特命随意契約理由書

件 名	ケーブルテレビでの千代田区映像広報の放映
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度制作の映像広報及び過去制作の映像広報を、毎日2回、千代田区地域で視聴可能なテレビ放映を行う。
選 定 理 由	本業務は、千代田区民の視聴機会の拡大を目的としている。 現在、千代田区内をエリアとして視聴可能かつ最小の経費でテレビ放映を運営する事業者であり、テレビ広報番組の放映委託に関する覚書に基づく事業であるため、1者に特定される。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京ケーブルネットワーク株式会社 住 所 東京都文京区後楽1-1-7 グラスシティ後楽
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,678,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

507

件 名	区立学校施設の施設管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校・番町小学校・お茶の水小学校・神田一橋中学校・旧今川中学校における、夜間・休日の学校施設の目的外使用時の受付対応等、施設管理業務
選 定 理 由	本件は、区立学校施設内における施設の目的外使用時の受付対応等、施設管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	20,090,388 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

420

件 名	戸籍事務内連携のための保守業務
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする「戸籍法の一部を改正する法律」の成立に伴い整備した戸籍情報総合システムと戸籍情報連携システムとの戸籍事務内連携について、常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選 定 理 由	本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成 10 年 8 月 7 日付千地戸発第 176 号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件システムオプション等の保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあることから、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理等の対処が困難になるなど業務履行が達成できないため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都中央区日本橋兜町 1 番 4 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,300,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	戸籍情報総合システムハードウェア等の保守業務
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍情報総合システムを常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選 定 理 由	本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和4年度までの業務成績は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都中央区日本橋兜町1番4号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,800,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

489

件 名	子どもの学習・生活支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活困窮世帯等に対し、子どもの学習支援及び生活支援、親への養育支援等を行うことにより、困難を抱えた世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応し、子どもの社会的自立を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 12 日付 30 千保生支発第 845 号 平成 31 年度開始) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 4 年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 特命随意契約の延長(令和 3 年 10 月 21 日付 3 千指業委第 8 号)が認められ、かつ業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社トライグループ東京支店 住 所： 千代田区飯田橋一丁目 10 番 3 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,940,306 ※総額単価契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	修理等軽作業業務（家具等修理業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋等で再生家具として展示販売を行うため、粗大ごみとして排出された家具等の修理業務を委託する。
選 定 理 由	本件は、粗大ごみとして排出された物をリサイクルセンター鎌倉橋等で展示・販売するため、修理・再生を行う業務である。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,219,680 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

4/8

件 名	「広報千代田」 5 日号等の発送等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「広報千代田」を1号につき1, 630件程度封入・封緘し、郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する作業。あわせて、区立施設をはじめとした公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する作業。
選 定 理 由	本件は、広報広聴課内における「広報千代田」の郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する業務と、公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する業務を円滑に行うため、「広報千代田」5日号等の発送業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※単価 880,517 円 (消費税を含む) ※契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	小学校学童交通安全指導及び来訪者受付業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工 事物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校及び区立児童館、児童センター等の登校時・下校 時における安全確保並びに区立小学校来訪者の受付業務
選 定 理 由	本業務は、区立小学校児童の登校時・下校時における横断歩 道での安全確保及び区立小学校の来訪者の受付業務を委託す るものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する 法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、 高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の 職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済お よび社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所：千代田区九段南一丁目 6 番 10 号かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額 ※	65,759,628 円 (消費税を含む) 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	教育委員会事務局 子ども部 学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公
表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含ま
れています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	食品総合システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	食品総合システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年度開始） （平成 28 年 7 月 22 日付 28 千保生衛発第 173 号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続年数 6 年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 契約延長 令和 3 年 6 月 18 日付 3 千指業委第 3 号「指名業者選定委員会」承認 継続 7 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 Work Vision 住 所 東京都品川区東品川 2-2-4 天王洲ファーストタワー
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,125,300 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田さくら館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、神田まちかど図書館で施設利用者の受付も行っているため、まちかど図書館をその管理下を含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者に円滑な履行をさせることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,178,320 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	昌平童夢館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、昌平まちかど図書館で施設利用者の受付も行っているため、まちかど図書館をその管理下に含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者に円滑な履行をさせることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付随的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,700,120 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生活保護システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活保護システム機器（PC・プリンター等）及び生活保護ソフトに係るメンテナンス業務を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 27 年度（平成 28 年度開始） （平成 27 年 9 月 8 日付 27 千保生支発 0325 号） 2 更新 令和元年 10 月 24 日 31 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認 3 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 4 継続年数 7 年 5 評価 良好なため 継続 8 年目であり、評価も良好で対応も優れているため、令和 5 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社日立システムズ 住 所：東京都中央区兜町 1-4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,752,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

492

件 名	生活保護版レセプト情報管理システム（クラウド版）の保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活保護版レセプト情報管理システムは、保険者（区）が医療機関から提出された社会保険診療報酬支払基金を通じて送付される電子レセプトを閲覧・操作・集計するシステムであり、その保守業務を委託する。
選 定 理 由	平成 23 年 4 月から開始された電子レセプト運用が完全実施となった。このレセプト管理システムは、厚生労働省が下記業者へ開発・運営を委託し、東京都が随意契約により改良を委託したものである。 本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理、障害対応など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、評価も良好なため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：富士通 J a p a n 株式会社 住 所：東京都港区東新橋 1 - 5 - 2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	528,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

400

件 名	千代田会館8階電話設備保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田会館 8 階に設置した電話設備について、保守点検業務を行う。
選 定 理 由	新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増加に対応するため、千代田会館 8 階を借用し、令和 3 年 3 月 29 日より生活衛生課、民泊指導担当、受動喫煙防止担当、新型コロナウイルス予防接種担当及び商工観光課の執務室として利用する。執務環境を整備する際には、千代田会館使用細則に基づき、(株)千代田会館が指定する(株)竹中工務店東京本社と「千代田会館 8 階執務室環境整備業務（設え変更）」の委託契約を締結し、当該契約に含まれる電話設備の設置については、再委託先である下記事業者が行った。 電話設備の保守業務については、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 協立情報通信株式会社 住 所 東京都港区浜松町 1-9-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	660,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

481

件 名	千代田区営淡路町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、かんだ連雀の運営法人であり、特別養護老人ホームかんだ連雀及び高齢者あんしんセンター神田の運営法人である。また、本高齢者住宅は、かんだ連雀に近接している。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、より迅速で細やかな対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台1丁目10番地
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,834,886 円（消費税を含む） ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

493

件 名	「千代田区感染症対策等業務管理ツール」に係るライセンスの調達
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「千代田区感染症対策等業務管理ツール」に係るライセンスの調達業務
選 定 理 由	令和4年度、ひっ迫した保健所業務の改善のため、患者等情報把握及び管理・支援のシステム化(デジタル化)を行い、「千代田区感染症対策等業務管理ツール」を導入した。 当ライセンスはシステムの構築及び運用・保守と連携が必要であるため、ライセンスを調達するにあたりシステムの構築及び運用・保守と同一業者に限られる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 ※ 東京都感染症対策等業務管理ツールは、東京都福祉保健局が令和3年秋に同業者のもと開発し、千代田区を含む都内保健所数か所に既に導入を行っているものである。なお、本システムの著作権については、同事業者のもとで改変し千代田区が利用することについて、許諾されている。
契約の相手方	名 称 株式会社 大塚商会 住 所 東京都千代田区飯田橋2-18-4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,344,200 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 健康推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

494

件 名	「千代田区感染症対策等業務管理ツール」の運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「千代田区感染症対策等業務管理ツール」のシステムの運用・保守業務
選 定 理 由	令和4年度、ひっ迫した保健所業務の改善のため、患者等情報把握及び管理・支援のシステム化(デジタル化)を行い、「千代田区感染症対策等業務管理ツール」を導入した。 ベースとなる該当既存システム(東京都感染症対策等業務管理ツール)は下記業者が設計・構築したものである。 また、現在導入している機器等に対し、適切かつ迅速に動作可能な環境設定や運用・保守することが可能なのは、下記事業者に限られる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 ※ 東京都感染症対策等業務管理ツールは、東京都福祉保健局が令和3年秋に同業者のもと開発し、千代田区を含む都内保健所数か所に既に導入を行っているものである。なお、本システムの著作権については、同事業者のもとで改変し千代田区が利用することについて、許諾されている。
契約の相手方	名 称 株式会社 大塚商会 住 所 東京都千代田区飯田橋2-18-4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,970,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 健康推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

167

件 名	千代田区議会会議録検索システムの運用に係る業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	会議録検索システムは、区民等が積極的に区議会情報について、インターネットなどを通じ、本会議や委員会等の記録・資料閲覧を可能とする情報処理システムである。本業務では、当該システムの安全な運用及び保守を行う。
選 定 理 由	1. 導入 平成 8 年度、議員を主体とした議会活動条件整備等検討会において、開発事業者を選定し導入したものである。 2. 本システムは下記事業者が自治体の会議録検索用に独自に開発したものであり、知的所有権で保護されている。 3. 本システムで掲載しているのは、本会議は昭和 49 年から昭和 61 年までの会議録の目次データ及び昭和 62 年第 1 回定例会以降の記録、常任委員会等は平成 14 年 5 月 23 日以降の記録である。文書保存年限を超えて掲載している記録等は、下記事業者が開発した「Db サーチ/Web」というシステムで掲載用に加工したデータだけである。なお、本システムで掲載する範囲（過年分の整理）については、現段階では見直しの議論に至っていない。 4. 現システムは単語や発言者ごとの検索機能を持ち、原則 24 時間配信している。現システム用に加工された膨大な過年分のデータを、他のシステムで遅滞なく同程度の検索機能を持たせて構築することは困難である。 上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 大和速記情報センター 住 所：東京都港区新橋 5-13-1
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,790,700 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

476

件 名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選 定 理 由	現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都中央区日本橋兜町1番4号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,290,750 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和5年8月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

359

件 名	千代田区障害者就労支援センター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内在住で就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業所、就労中の障害者に対して、就労及び日常生活などについての総合的な相談と支援を行うものである。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年1月14日 4千保障福発第512号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 特定非営利活動法人日本就労支援センター 住 所： 神奈川県海老名市大谷北四丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	31,000,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区男女共同参画センター業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、相談機能、学習機能、情報機能、支援機能、交流機能をもつ、千代田区男女共同参画センターを運営する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年1月24日4千地国男発第177号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社生活構造研究所 住 所 東京都千代田区麴町二丁目5番地4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	^{69,632,322} ※ 総価(定費の総) 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	国際平和・男女平等人権課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区統合型G I Sの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有している区有施設や文化財の所在地をはじめとした様々な地理情報を電子化・統合化し、可視化・分析等を行うためのG I S基盤を構築することにより区内各部署の地理情報が共有され、異なる分野の関連や偏在の状況を可視化でき、これまで以上の課題発掘や的確な対応が可能となり、事業効果を高めることが見込まれる。また、システム構築後には区内に統合型G I Sの利活用ワークグループを設け、活用策の検討をすることで職員の政策形成能力の向上を図る。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 7 月 25 日付 29 千政 I T 発 0058 号 平成 29 年度開始、平成 30 年度運用開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号 3 継続年数 5 年目 評価 業務成績良好なため 4 更新 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」 承認 平成 29 年度にシステムの開発を行い、運用する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 業務成績は良好なため、令和 5 年度においても引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アジア航測株式会社本社営業部 住 所 東京都新宿区西新宿 6 - 1 4 - 1 新宿グリーンタワービル
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,376,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

388

件 名	千代田区防災行政無線保守点検等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時の正確な情報伝達手段として、小中学校等の区施設・区立公園・民間協力建物等に設置している防災行政無線機器の保守点検・修理等を行う。
選 定 理 由	防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に保守点検・修理を行わせると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田1-15-13
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,659,050 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

254

件 名	総合窓口の一部事務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本庁舎総合案内業務・総合窓口課ハイカウンター業務・本庁舎代表 電話交換及びコールセンター業務・区民相談室等運営業務を一括して 委託する。
選 定 理 由	プロポーザル年度：令和３年度 (令和３年１０月２９日付３千地総窓発第２４５号 令和４年度開始) 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条第６号 継続年数：１年度 評価：良好な成績のため 継続２年目であり、業務成績も良好である。 以上のことから、令和５年度においてもプロポーザル方式により選定 した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社パソナ 住 所 港区南青山三丁目１番３０号 PASONA SQUARE
※ 契約年月日	令和 ５ 年 ４ 月 １ 日
※ 契約金額	※ 総価額 191,885,630 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和５年４月１日～令和６年３月３１日
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

255

件 名	総務事務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	効率的な執行体制の構築と財源及び人的資源の再配分をおこなうため、給与・手当等の支給に関する事務、会計年度任用職員に関連する事務などの「総務事務」を集中処理する。
選 定 理 由	1 プロポーザル実施年度 令和2年度 (令和2年11月19日付2千政人事発1129号) 令和3年度開始 2 根拠 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4項 3 継続年数 2年 4 評価 継続3年目であり、業務成績が良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 株式会社 パソナ 住 所 東京都千代田区大手町2-6-4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	41,319,795 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	内幸町広場清掃作業（第704号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	内幸町広場の適正な清掃維持管理を行う。
選 定 理 由	当広場は、内幸町ホールの屋上部分に立地している。内幸町ホールは、指定管理業者(株)コンベンションリンケージが管理し、内幸町広場は、道路公園課で管理している。 ホールと広場は一体の施設であり、広場清掃業務はホール清掃業務と密接に関連した付帯的業務であるため、清掃については同一業者が行うことが効率的である。 このため、内幸町ホールの指定管理業者から清掃業務を受託しているものに広場の清掃業務を委託するものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：株式会社 セイビ 住 所：中央区日本橋人形町3-3-3
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,695,816 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

365

件 名	放課後子どもプラン「放課後子ども教室（学び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始）（令和2年2月5日付 31 千子児家発第 940 号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 3年 4 評価が良好なため。 5 更新 令和4年10月20日指名業者選定委員会 承認 継続4年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社神田外語文庫 住所 東京都千代田区内神田 2-13-9 神田外語本部ビル4階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22649,000 円（消費税を含む） ※ 総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	郵送請求管理システムの構築業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度に戸籍情報総合システム(以下「戸籍システム」という。)のリプレイスを行った。本業務は、現在稼働している戸籍システムの機能を拡張し、郵送による戸籍証明書の申請をシステムで管理することで、同封する領収書の発行や、発送状況の管理などを行う。郵送請求に関する現行事務をシステム化することにより、郵送請求事務作業の効率化を図り、事務作業量を軽減することを目的とする。
選 定 理 由	区の戸籍システムは、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。 本契約は、郵送請求管理システムの新規導入における設定作業及び既存戸籍システム用端末の設定変更作業を行うことが目的であり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都中央区日本橋兜町1番4号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,685,250 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

417

件 名	幼稚園・保育園・こども園給食用パンの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	幼稚園・保育園・こども園の給食用にパンを購入する。
選定理由	幼稚園・保育園・こども園の給食は、乳幼児の食事を提供するもので、安全の確保が強く求められている。 学校給食用のパンは、(公益財団法人) 東京都学校給食会より給食パン加工委託工場の指定がある加工委託工場から納品を受ける必要がある。 下記業者は、(公財) 東京都学校給食会の加工委託工場であり、区内学校と同様に、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 大森製パン 住 所 東京都江東区千田13-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,449,624 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

402

件 名	幼稚園・保育園・こども園給食用菓子の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	幼稚園・保育園・こども園の乳幼児の延長保育用菓子を購入する。
選 定 理 由	幼児が喫食する菓子は、献立に応じて多様な種類が必要で、且つアレルギーの対応や安全の担保が求められている。全ての商品の原材料配合率標記、アレルギー標記（原材料以外で製造工場内にあるアレルギー物質コンタミネーション含む）、遺伝子組み換え標記、製造所所在地（産地）標記、細菌検査結果標記がなされていることが必置である。 下記業者は区内全園への納品が可能で、上記条件を満たす唯一の業者であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 サンワールド東東京 住 所 東京都江戸川区西一之江4-8-22
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,587,600 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	和泉小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	和泉小学校には、民設民営のいずみ学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和4年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本デイクアセンター 住 所 東京都千代田区神田猿樂町2-2-3 NSビル7階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	^{10,428,550} ※総価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

364

件 名	麴町小学校・千代田小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立2小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	実施場所である2か所の小学校(麴町小学校・千代田小学校)には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和4年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 共生会 住 所 東京都葛飾区東四つ木1-12-17
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	36,228,720 円 (消費税を含む) ※総経費は契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	人事情報総合システムにかかる機器等の保守
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	職員の人事管理及び勤務実績の集約により給与計算等を行う本システムを、正常かつ安定的に稼働できる体制を全庁に提供するため、本システムの保守委託を行う。
選 定 理 由	導入 平成 24 年度（平成 25 年 1 月） 更新 平成 29 年 9 月 人事情報総合システム機器等の保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 富士通 Japan 株式会社 所 在 地 : 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,427,160 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区中小企業景況調査データ等の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区内で信用金庫と取引のある中小企業から無作為に選出した事業所を対象に、四半期ごとに景況に関する聞き取り調査を行うことにより、区内中小企業の景況感を把握し、区の中小企業振興施策に反映させる。
選 定 理 由	下記事業者は、都内全域で23の信用金庫を傘下に置き、地域経済の発展に貢献している。信用金庫は、地域に根差した身近な金融機関として、日々積極的に地域内の中小企業と接触し、動向を把握している。信用金庫営業店が約1万件もの事業所に出向いて直接調査した正確で詳細な企業情報は、千代田区の景況を分析するのにきわめて有用な基礎データである。 下記事業者は、上記の企業情報を集積できる唯一の機関であることから、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人東京都信用金庫協会 住 所 東京都中央区京橋三丁目8番1号信用金庫会館京橋別館12階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,100,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地方税電子申告審査システム・国税連携システムの運用・保守業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地方税電子申告受付及び年金からの特別徴収事務に必須の審査システムと、所得税の電子データを受領するために必須の国税連携システムには、税の申告等データが毎日送信され、取り扱う個人情報にきわめて高い機密性が要求される。そのため、委託先事業者は、地方共同法人地方税共同機構の認定する「認定委託先事業者」に限られている。この認定委託先事業者に運用を委託する。
選 定 理 由	1 導入年度 令和元年度 2 継続年数 5年目 下記業者は「認定委託先事業者」であり、令和元年12月から運用業務を行っている。本システムはLGWAN回線を使用する総合行政ネットワークシステムの運用であることから、初期設定及びセキュリティ対策を講じている当該業者が実施している。情報処理システム等の運用で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 日立システムズ 住 所 東京都中央区兜町1番4号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	693,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和5年12月31日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。